

(物品)

第1条 乙は表記の期限又は期間に物品を納入することができない事由の発生したときはその都度遅滞なくその事由及び影響日数等を詳記して届出なければならない。

第2条 乙は天災事変その他やむことを得ない事由により期限又は期間に物品を納入することができないときはその事由を詳記して期限又は期間延長の願出をなすことができる。この場合において甲はその願出を相当と認めたときはこれを承認することがある。

2 前項の願出は期限又は期間内になされなければならない。但し特別の事由のある場合においてはこの限りでない。

第3条 納入物品は見本仕様書又は図面等によるものとし、見本その他による品質を指示しないときは中等以上のものでなければならない。

第4条 乙は物品の持込と共に本区の定める供給完了書正副2通を提出しなければならない。一旦持込んだ物品は甲の許可なしでこれを引取ることができないものとする。

第5条 納入物品は甲の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消耗毀損したものはすべて乙の負担とする。但し特殊の検査に要するものはこの限りでない。

2 前項の検査は持込の通知を受けた日から10日以内に完了するものとする。

3 乙は甲の指定する日時及び場所において検査に立会うものとする。乙はもし立会をしないときは検査の結果につき異議を申立ることができないものとする。

第6条 検査の結果不合格と決定した物品は乙は遅滞なくこれを引取り速に代品を納入しなければならない。

2 前項の場合特に1回に限り甲は相当日数を指定して、引換え又は手直しの期間を認めることがある。この引換え又は手直しの終了したときは更に届出て検査を受けなければならない。検査に着手する期間は第5条第2項の規定による。

3 第1項の不合格品と雖も、その不良の程度が軽微で甲が使用上支障がないと認めるときは契約金額を相当減価の上これを採用することがある。

第7条 乙は納入物品の引渡後1年間はその契約不適合について補修の責任を負うものとする。

第8条 乙が瑕疵の補修に応じないときその他この契約から生じる義務を履行しないときは甲は乙の負担でこれを執行することができるものとする。但しこれのために乙に損害を生ぜしめることがあつても甲は賠償の責任を持たないものとする。

第9条 物品の所有権は検査に合格したとき乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害はすべて乙の負担とする。但し甲の故意又は重大な過失によつて生ぜしめたとき又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合はこの限りでない。

2 物品の容器及び包装等は特別の契約のない場合は甲の所有とする。

第10条 契約金額又は保証金は検査の完了後乙の請求により30日以内に支払い又は還付するものとする。但し天災事変その他やむことを得ない事由ある場合においてはこの限りでない。

2 甲は、契約金額の支払が期限内に終了しないときは、期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、支払金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

3 前項の規定は検査に合格した物品の供給部分に対する代金の請求があつた場合につきこれを準用する。

第11条 乙は、期限内に物品の納入を終了しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、延滞数量に対する代金につき、法定率と同率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を違約金として納付するものとする。

2 第6条第2項による引換え又は手直しが指定した期限又は期間後に亘るときは前項によつて違約金を納付するものとする。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については検査に要した日数はこれを算入しない。

第12条 甲は必要があるときは乙と協議の上、この契約の内容を変更し又は納入の中止をなすことができる。

2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは内訳書の単価により算定し、もしこれによるを甲において不相当と認めるとき又は期限を伸縮する必要があるときは甲の相当と認めるところによるものとする。

第13条 保証金は契約金額の変更によつてこれを増減し、又は契約履行の程度によつてその半額以内を還付することがある。

第14条 甲は必要があると認めたときは乙と協議の上この契約の全部又は一部の解除をなすことができるものとする。

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めたとき

(2) 契約履行の着手を遷延したとき

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第25条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。

(3) 乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 千代田区契約事務規則第4条及び第5条の規定に該当するとき。

(7) 乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

第17条 第15条及び前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。

(1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため、又は、第三者に損害を加えるため暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用したと認められること。

(3) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

(4) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

(6) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年8月26日23千政契担発第71号。以下「要綱」という。）第4条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度勧告を受けたとき。

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責めを負わない。

3 乙は、この契約の履行にあたり要綱第3条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。

4 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報の交換を行う

ことができる。

5 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。

6 乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

第 19 条 乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第 20 条 乙は第 12 条の中止期間が引続き 3 月以上に及ぶときは直ちにこの契約を解除することができるものとする。

第 21 条 第 19 条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1）契約期間内に目的を達成することができないとき。

（2）第 18 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（3）前 2 号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）第 15 条又は第 16 条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。

（2）契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 前 2 項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前 2 項の規定は適用しない。

4 第 2 項の場合（第 16 条規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

5 前項の場合であって、乙が契約保証金の納付をしていないときは契約金額の 10 分の 1 相当額を、又は納付した契約保証金の額が契約金額の 10 分の 1 に充たないときは、その不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

第 23 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（1）第 19 条又は第 20 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第 24 条 契約締結後において動乱又は天災事変等不測の事件に基づく経済状況の激変によつて、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲は乙と協議の上契約金額を変更することができる。

第 25 条 乙はこの契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができないものとする。但し甲の承認を得た場合はこの限りでない。

第 26 条 乙はこの契約について仕様書図面又は契約事項に明示されていない事項でも物品の供給上当然必要なるものは甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第 27 条 甲は乙から取得することができる金銭のあるときは乙に対して支払うべき代金又は保証金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。

第 28 条 電子契約において契約を締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日から効力を有するものとする。

第 29 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。